

令和6年11月20日

# お知らせ

|    |               |
|----|---------------|
| 課名 | 子ども家庭課        |
| 担当 | 青井、池田         |
| 内線 | 3581          |
| 直通 | (086)226-7911 |

## 「岡山県社会的養育推進計画」（素案）へのご意見を募集します

県では、国が取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」の実現を図るため、令和2年3月に「岡山県社会的養育推進計画」を岡山市と共同で策定し、取組を進めてきましたが、令和6年度末で計画の前期が終了することから、児童福祉法改正等を踏まえ、計画の見直しを行うこととし、素案を作成しました。

つきましては、この計画素案に対して県民の皆様から幅広くご意見を募集しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 募集期間

令和6年11月27日（水）から12月26日（木）

#### 2 推進計画（素案）の公開の方法

県子ども家庭課のホームページ及び電子書籍ポータルサイト「okayama ebooks」に掲載するほか、同課（県庁5階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、県立図書館1階閲覧室入口及びきらめきプラザに備え付けます。

<掲載先ホームページアドレス>

<https://www.pref.okayama.jp/page/944474.html>

#### 3 ご意見等の提出方法

郵便、FAX、電子メール、インターネットのいずれかの方法により、ご意見等をお寄せください。

#### 4 その他

概要については、別紙を参照願います。

# 「岡山県社会的養育推進計画」（素案）の概要

## 1 改定の趣旨

本県では、国がとりまとめた「新しい社会的養育ビジョン」の実現を図るため、令和2年3月に「岡山県社会的養育推進計画」を岡山市と共同<sup>\*</sup>で策定し、取組を進めてきたところである。

令和6年度末で計画の前期が終了することから、児童福祉法改正や国の策定要領を踏まえ、県計画の改定を行う。

※国の策定要領において、都道府県と政令指定都市は連携・調整して計画を策定する必要があるとされている。

## 2 計画期間

5年間（令和7年度～令和11年度）

## 3 基本理念

社会的養育を必要とするすべての子どもが、一人ひとりの「意見を聴かれる権利」が保障される環境の整備を通じて、子どもの参加が実現され、家庭や家庭に近い環境で、虐待等を受けることなく、愛情に包まれながら健やかに育ち、将来、社会で自立した生活を送ることができるよう、子どもとその家族を含む、子どもの福祉に携わる関係者や関係機関等が全員で取り組む。

## 4 基本目標

| 目 標 |   |
|-----|---|
| 1   | 子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築                      |
| 2   | 子どもと家族を見守り、支える地域づくりを推進する市町村の体制強化                        |
| 3   | 子どもの権利を守るためのソーシャルワークの中核を担う児童相談所の機能強化                    |
| 4   | 子どもが永続的に安定した養育環境で育つ支援体制の充実                              |
| 5   | 里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築                          |
| 6   | 乳児院及び児童養護施設等における質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化 |
| 7   | 社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立した生活を送る力が発揮できるための自立支援の推進      |

## 5 改定のポイント

- ・ 計画の見直しにあたっては、当事者である子ども・若者及び子どもの支援関係者から意見を聴き、計画に反映させる。
- ・ 国の策定要領や児童福祉法の改正等を踏まえ、目標の実現に向けた新たな取組等を盛り込むほか、計画の進捗管理に活用する指標を改めて定める。

## 6 計画の基本目標ごとの主な取組及び指標

別紙のとおり

## 基本目標 1

# 子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築

虐待等の理由により、里親への委託、児童養護施設等や一時保護所を利用している子どもの意見を聴き、支援内容・養育環境の改善や施策等へ反映できる仕組みを構築し、子どもの参加を通じて、質の高い、より手厚い養育の実現を目指します。

「\*」…**拡充した取組**

### (1) 子どもや関係者への周知

- 子どもが権利の主体であることを、子ども本人や関係者へ周知します。

### (2) 子どもが意見を聴かれ、参加を実現するための取組の充実

- \*○ 各施設や児童相談所など直接子どもの支援に携わる職員が、日々の支援の中で子どもの意見をより丁寧に聴き、意見をよりよい支援に活かしていく取組の実施を検討します。

### (3) 第三者による子どもの意見聴取の実施

- 弁護士等の第三者が、児童養護施設等を利用している子どもの意見を聴きます。

### (4) 社会福祉審議会等を活用した仕組みの構築

- 社会福祉審議会等を活用し、子どもの意見を支援内容や養育環境の改善等に反映します。

### (5) 子どもの参加を実現する方法の開発

- 子どもの参加を実現するための方法を開発します。
- \*○ 子どもがファミリーグループカンファレンス等に参加し、意見を表明できるようにします。

### (6) 子ども・若者同士の交流

- \*○ 里親のもとで暮らす子どものグループなどで相互交流・意見交換を図ります。

### (7) 子どもアドボカシー体制の検討

- \*○ 子どもアドボカシーの実施体制について検討を行います。

## 基本目標 2

# 子どもと家族を見守り、支える地域づくりを推進する市町村の体制強化

市町村の相談支援体制の整備を支援することで、子ども福祉と母子保健、教育等の相互連携による子育て支援策を強化するとともに、専門職員の育成と実践方法の蓄積を目的とした研修を通じて、子どもの権利を擁護する体制の強化を目指します。

### (1) 子どもの権利擁護の充実

- 子どもの最善の利益を守る相談支援の要として、要保護児童対策地域協議会の機能強化を進めます。

### (2) 子どもやその家族に必要な相談支援体制の整備

- \*○ すべての市町村が、こども家庭センターを整備できるよう支援します。
- 専門的な相談支援機関である児童家庭支援センターの設置を促進します。

### (3) 子どもとその家族に対する地域支援体制と施策の充実

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関担当職員の相談支援力の向上を図ります。
- 家庭支援事業を実施できる地域資源の掘り起こしや実施のための支援を行います。

### (4) 子どもの支援に携わる職員等の人材育成

- 支援体制の構築等のために、児童相談所等の専門職員によるサポートを行います。
- 関係機関等を対象に、子どもの権利への理解や相談支援力を高める研修を実施します。

### (5) 妊産婦等生活援助事業の実施に向けた検討

- \*○ 妊産婦等生活援助事業の実施に向け、乳児院等を活用するなど、妊産婦等の支援体制の検討を行います。

## 基本目標 3

### 子どもの権利を守るためのソーシャルワークの中核を担う児童相談所の機能強化

児童相談所が、子どもの権利を擁護する中核として、ソーシャルワーク機能を十分に発揮できるように、専門職員を計画的に配置するとともに、高い専門性を備えた人材を育成するなど、体制や機能の強化を図ります。

#### (1) 児童相談所の体制強化と人材育成の充実

- 国の新プランを踏まえ、児童福祉司や児童心理司等を計画的に配置します。
- 人材育成基本方針に基づき、経験年数や職種に応じた研修を計画的に実施します。
- \*○ 一時保護施設も含め、児童相談所の第三者評価を実施します。

#### (2) 子どもの意見を反映した児童相談所業務のあり方の検討

- 相談開始から支援の終結まで、子どもの年齢等に応じて説明し、参加を求め、その意見を反映する仕組みを構築します。

#### (3) 一時保護施設の機能の見直し

- 子どもの権利擁護の観点から、子どもが安心して過ごすことができる機能を実現します。

#### (4) 児童家庭支援センターの役割

- 児童相談所の機能を補完する児童家庭支援センターの設置を促進し、指導委託を含めた役割分担を進めます。

#### (5) 親子関係再構築のための支援

- \*○ ファミリーグループカンファレンス等を実施するなど、親子関係再構築や家族との関係づくりに取り組みます。

## 基本目標 4

### 子どもが永続的に安定した養育環境で育つ支援体制の充実

子どもが、安定した養育環境や特定の養育者のもとで永続的には育まれるよう、児童相談所を中心に関係機関が連携して、子どもとその家族等への継続的な支援などを行うことにより、養育環境の整備を目指します。

#### (1) 制度の認知度の向上

- 養子縁組等の制度を正しく理解する機会を設定し、認知度の向上を図ります。

#### (2) 関係機関の連携強化と支援方法の検討

- 縁組された子どもと養親を支援するため、関係機関の連携を強化します。
- 養子候補者の上限年齢の引上げ等に対応した支援方法を検討します。

#### (3) 子どもへの支援体制の構築

- 子どもの「意見を聴かれる権利」と「出自を知る権利」を保障します。
- 養子縁組の前後で、子どもへの支援が途切れないように配慮します。

#### (4) 養親への支援体制の構築

- 養親と実親の役割を明確にしたアセスメントに基づく養育支援計画を策定します。
- 養親と実親の交流等も含め、安定した関係性を基盤とする支援を実現します。
- \*○ 養子縁組里親への研修を実施するとともに、養子縁組里親サロンの実施を支援します。

#### (5) 実親への支援体制の構築

- 子どもの権利を保障するため、必要に応じて実親との交流の仲介等の支援を実現します。

## 基本目標 5

### 里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築

児童相談所が、里親支援センターやフォスタリング機関、施設、里親会等と連携して、制度の周知啓発とリクルートを実施し、里親を確保するとともに、丁寧なマッチングに努め、委託後の子どもと里親の安定した関係性や生活を支える体制の構築を目指します。

#### (1) 里親制度の周知啓発と里親リクルート活動の展開

- 里親制度への幅広い理解を目的とした説明会を、里親会等と協働して実施します。
- 保育士等の専門職を対象に、一人ひとりの子どものニーズに応じることができる里親の確保に向けて、効果的なリクルート活動を実施します。

#### (2) 子どもの権利を擁護する里親制度の充実

- \* ○ 里親への支援を行う里親支援センターやフォスタリング機関の設置を推進します。
- 子どもと実親、里親の意見を十分に尊重しながら、養育支援計画を作成します。
- 子どもが、里親や支援者と安定した関係性が保てるよう支援します。
- 養育の質を確保するために、実践的な研修プログラムを実施します。

#### (3) 子どもが安心して生活できるための里親支援体制の構築

- 子どもの人格を尊重し、意見表明や主体的な自己決定を支援する里親を育成します。
- 子どもと里親への十分な説明と情報提供を行い、丁寧なマッチングに努めます。
- 里親同士が交流できる機会を設定し、相互に支援し合う体制を構築します。

## 基本目標 6

### 乳児院及び児童養護施設等における質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化

施設において質の高い「家庭的な養育」が安定した関係性を保ちながら提供されるとともに、子どもたち一人ひとりのニーズに応じた養育環境を選択できるよう、伝統と強みを活かした施設養育体制を目指します。

#### (1) 子どもの育ちに応じた権利擁護の促進

- 第三者が、子どもの意見を聴取し、施設等の運営に反映する仕組みの構築を支援します。
- 子どもと対話する技術等の専門性をより一層向上させる研修の実施を支援します。

#### (2) 小規模化と地域分散化の推進

- 地域分散化した小規模グループケアを支える本体施設の機能強化を支援します。
- 小規模化や地域分散化に向けて、計画的な整備が図られるよう支援します。

#### (3) 地域全体の社会的養育を支える「施設機能の強化」の促進

- \* ○ 市町村要保護児童対策地域協議会への参画など、施設が地域の子どもの支援に参加できる体制の整備を促進します。
- \* ○ 地域の医療機関との連携を図るとともに、看護師、心理療法担当職員等の専門職員の配置など、ケアニーズが高い子どもに対する施設機能の強化を支援します。
- \* ○ 一時保護の安定的な受入ができるよう、一時保護専用施設等の整備を推進します。
- 施設によるフォスタリング機能の確立や児童家庭支援センターの設置等を支援します。

#### (4) 人材確保と育成の推進

- イベントの開催や大学生等の実習機会の拡大など、人材確保につなげる取組を支援します。
- 体系的で効果的な人材育成を支援し、専門性のより一層の向上を図ります。

## 基本目標 7

# 社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立的生活を送る力が発揮できるための自立支援の推進

子どもが施設等を退所する前に、自立に向けて必要な知識や社会生活スキルを身に付けることができ、退所後も、引き続き適切な支援を受けられるよう、関係機関等が連携し、子どもの自立を支える体制の構築を目指します。

### (1) 自立に向けた支援の強化

- \*○ 社会的養護のもとで暮らすことになった時から、将来の自立に向け、計画的に必要な知識や社会生活スキルを習得できるような取組を推進します。
- \*○ 社会的養護を離れる前には、児童相談所と養育者が協力し、一人ひとりの進路支援計画を作成します。
- \*○ 退所後も困ったときに気軽に相談できるような人間関係づくりを推進します。
- \*○ 施設の自立に向けた支援を充実させるため、自立支援担当職員の配置を推進します。
- \*○ 関係機関が連携し、子どもが円滑に移行していけるよう支援します。

### (2) 児童自立生活援助事業の実施

- 自立に向けた中間ステップとしての児童自立生活援助事業の実施を支援します。

### (3) 自立支援拠点の整備

- 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言を行う拠点を整備します。

### (4) 社会的養護を経験した子どもの実態の把握等

- 施設や里親等、養育を行ってきた機関等と連携し、社会的養護を経験した子どもが置かれている状況などの把握に努めるとともに、適切な支援を受けられるよう支援します。

## 基本目標ごとの主な指標（抜粋）

| 基本目標 | 指標名   | 現状(2023)          | 目標(2029) |
|------|---|-------------------|----------|
| 1    | 意見表明等支援事業の利用希望を確認した子どもの割合                         | －                 | 75%      |
| 2    | こども家庭センターの設置数                                     | －                 | 30か所     |
| 3    | 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数                             | 134件              | 148件     |
| 4    | 養子縁組里親への特別養子縁組に関する研修の実施回数、受講した養子縁組里親の割合           | 実施回数              | 0回       |
|      |   | 割合                | 0%       |
| 5    | 里親等委託率  | 3歳未満              | 46%      |
|      |   | 3歳以上の就学前          | 42%      |
|      |   | 学童期以降             | 30%      |
| 6    | 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配職員数 | 15名               | 23名      |
| 7    | 児童自立生活援助事業の実施箇所数                                  | I型（自立援助ホーム）       | 7か所      |
|      |   | II型（児童養護施設等）      | －        |
|      |   | III型（里親、ファミリーホーム） | －        |